

令和6年8月21日開会
令和6年8月21日閉会

第787回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 8 7 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 8 7 回湯川村農業委員会定例総会を令和 6 年 8 月 2 1 日湯川村役場に招集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
8 番	高 木 伸 也	9 番	鈴 木 明 美
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（0 人）

5 番 山 口 栄 子

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 1 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 7 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

5. 会議の概要

（午前 8 時 5 0 分開会）

議 長 皆さん、おはようございます。毎日暑い日が続いており皆さん体調はいかがでしょう。自分の身体は自分で守らなければなりませんので、無理のないよう農作業に励んでいただきたいと思います。また、本日は 1 年に一度の農地パトロールの日です。午前中のうちに回りたいと考えておりますので、水分補給して体調に気を付けながら実施していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員からは 5 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは欠席の報告を受けておりません。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 787 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に7番委員と8番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第16号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により説明。整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、■■■■集落の■■■■さん、譲受人は同じく■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■字■■■■番の田1筆で、面積は■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。世帯員の農作業従事者の状況は世帯員男性■■名、女性■■名のうち農業従事者■■名、農業補助者が■■名であります。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございまして。申請地は譲受人が長年借り受けて耕作している田であり、隣接している■■■■番、■■■■番は譲受人の田であります。利用権設定もしてございましたが、今回の申請前に合意解約をしております。

続きまして整理番号2番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、■■■■の■■■■さん、譲受人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■字■■■■と■■■■番の畑2筆で、合計面積は■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。世帯員の農作業従事者の状況は世帯員男性■■名、女性■■名のうち農業従事者■■名、農業補助者が■■名であります。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用し

14 番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現
地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はござ
いませんか。

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございま
せんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

12 番委員 議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述
べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地法第3条第2項に該当しな
いので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第16号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第16号農地法第3条第1項の規定によ
る許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案の
とおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。
よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第17号現況確認証明申請について、を議題といたします。事
務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 12ページにより、議案第17号を朗読。続けて13ページの別紙により説明。
現況確認証明について説明いたします。現況確認証明は、県が定めた要領に
基づいて行っており、現況が非農地である土地について「農地法の適用を受
けない土地である」という証明をすることです。
申請人は■■■■■にお住まいの■■■■■さんです。申請地は大字■■■■■
■■■■■、登記簿地目は畑、現況は宅地、面積が■■■■■㎡であります。
証明を求める理由としましては、土地の地目変更のためであります。
非農地化した経過について、申請地は、昭和8年頃、当時農業を営んでいた祖
父が当該地の南側に農業用作業所として建設し、同時期に北側を庭として整備
して現在に至っており、農地法施行以前(昭和27年10月21日以前)から非
農地化している状況です。申請人の父親が亡くなり、相続による所有権移転登
記を行ったところ、地目が畑のままで登記されていたため、今回土地の地目変
更登記を行いたく申請に至ったものです。申請地につきましては、農振農用地
区域外であります。当時の写真がなかったため、建設当時を知る地元住民から
事実確認をしております。また現地調査を実施した結果、庭部分において大き
な岩の堆積や高低差のある土地で農地としての復元は困難であると見込まれ

たため、本案件は、非農地と判断して良いものと考えます。なお、現地調査については申請人が帰省するタイミングに合わせて8月5日に実施しました。申請地の場所につきましては、14～15 ページに位置図、16 ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。調査報告書については、別添のとおりでありまして、現況写真も添付してございます。本案件は、以上のことから、証明して差し支えないものと考えます。説明は以上です。

議 長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明及び現地調査報告書について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 これより議案第17号を採決したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第17号、現況確認証明申請について、を採決いたします。

議 長 議案第17号、現況確認証明申請について、現況確認証明書を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって現況確認証明書を交付することに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第787回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第16号 原案のとおり決定

議案第17号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和6年8月21日午前9時20分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年9月19日

湯川村農業委員会

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員